

# 令和 7 年度山形県立山形東高等学校体育部活動方針

## 1 体育部活動の基本方針

- (1) 体育部活動を通して、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 体育部活動における指導内容の充実、生徒の安全の確保及び教員の長時間勤務の解消の観点に留意し、学校全体として適切な体育部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

## 2 体育部活動の休養日及び活動時間

- (1) 心身の健康を保持しつつ学習との両立を図ることができるよう、以下を基準として遵守する。

|                                       |                                               |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 休養日                                   | 週当たり、平日 1 日以上<br>かつ、土曜日及び日曜日（以下「週休日」という）1 日以上 |
| 活動時間                                  | 平日 2 時間程度<br>週休日等 3 時間程度                      |
| 長期休業中の休養日                             | 学期中に準じた扱いとするが、他に休養期間を設ける。                     |
| ※上記の活動時間については、大会、練習試合、合宿・遠征等は除くものとする。 |                                               |

- (2) 目標とする大会前の強化期間については、以下を基準として遵守する。強化期間は目標とする大会の原則 3 週間前からとする。

|                                       |                                                                               |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 休養日                                   | 少なくとも週 1 日の休養日を設けたうえで、もう一日の休養日を振替え、年間計画に示す。その際、定期考査前後や長期休業中等に振替えることもできるものとする。 |
| 活動時間                                  | 平日 3 時間程度<br>週休日等 4 時間程度                                                      |
| 長期休業中の休養日                             | 学期中に準じた扱いとするが、他に休養期間を設ける。                                                     |
| ※上記の活動時間については、大会、練習試合、合宿・遠征等は除くものとする。 |                                                                               |

## 3 部活動運営委員会

- (1) 体育部活動を適切に運営するために、部活動運営委員会を設置し、各体育部活動の取り組みの確認や評価を行い、改善に努める。

(2) 部活動運営委員会は以下の構成とし委員長は教頭とする。

教頭、生徒課長、生徒課専任、体育部長、文化部長、体育科主任、養護教諭、PTA 生徒指導部代表、地域スポーツ関係者、地域医療関係者

#### 4 強化指定部

(1) 強化指定部については、毎年審議する。

(2) 強化指定部については、部活動運営委員会が指定案を出し、校長が承認する。

(3) 強化指定を受けたい体育部は、部活動運営委員会に強化指定申請書を提出する。

(4) 強化指定部の休養日と活動時間は以下を基準とし遵守する。

|                                       |                                                                               |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 休養日                                   | 少なくとも週 1 日の休養日を設けたうえで、もう一日の休養日を振替え、年間計画に示す。その際、定期考査前後や長期休業中等に振替えることもできるものとする。 |
| 活動時間                                  | 平日 3 時間程度<br>週休日等 4 時間程度                                                      |
| 長期休業中の休養日                             | 学期中に準じた扱いとするが、他に休養期間を設ける。                                                     |
| ※上記の活動時間については、大会、練習試合、合宿・遠征等は除くものとする。 |                                                                               |

(5) 令和 7 年度強化指定部は「なし」とする。

#### 5 年間計画及び活動実績

(1) 体育部顧問は、4 月 1 8 日までに年間の活動計画を作成して、部活動運営委員会に提出する。

(2) 体育部顧問は、2 月 2 7 日までに年間の活動実績を作成して、部活動運営委員会に提出する。

#### 6 その他

(1) 校長、体育部顧問及び外部コーチは、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等も含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）に努めるとともに、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(2) 部活動の実施に当たっては、国及び県教育委員会のガイドラインを踏まえ、感染症全般及び熱中症事故の予防対策を適切に講じるものとする。